

② 23の主要施策に係る具体的な事業内容の概要について

ここで、表 A1-3-1 に掲げられた 23 の主要施策に係る具体的な事業内容の概要を整理すると、表 A1-3-2 のとおりとなる。
 なお、教育庁では、これらの主要施策について、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で重点的に実施するとしている。

表 A1-3-2 23の主要施策の具体的な事業内容

主要施策	具体的な事業内容 (一部)
①基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> 学力調査の実施・分析に基づき、学校や児童・生徒一人一人の課題とその解決策を明確にし、習熟度別・少人数指導の充実を図ることにより、授業改善を推進する 小学校低学年からの反復学習により基礎・基本の確実な定着を図る 都立高等学校において、学校の設置目的に応じた学習目標と内容を明示した「都立高校学カスタムオーダー」を設定し、その基準に到達するまで指導を行う など
②思考力・判断力・表現力等を育成し、時代の変化や社会の要請に応える教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「言葉の力」を鍛え、高校生の思考力・表現力を高めるため、首都圏の高校生を対象とする「高校生書評合戦首都大会」を開催する 理数系の知識や技能を繰うコンテストの開催などを通して、理数好きの子供たちの裾野を拡大し、科学技術で世界をリードする人材を育成する など
③国際社会で活躍する日本人の育成	<ul style="list-style-type: none"> 世界に伍して活躍する人材を育成するとともに、新たな教育モデルを提起するため、都立小中高一貫教育校の設置に向けて準備を進める 「次世代リーダー育成道場」や留学生の受入れの拡充、国際バカロレア認定校を目指す取組、JICA との連携等により、世界を舞台に活躍する人材を育成する など
④人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 全公立学校において人権教育の一層の充実を図る 社会教育関係職員・関係団体指導者等を対象に、人権学習の普及啓発等を実施する など
⑤道徳心や社会性を身に付ける教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 都独自の道徳教育教材の活用等により、都立高等学校を含む全公立学校において発達段階に応じた道徳教育を推進する

⑥社会の変化に自律的に対応できる力の育成	<ul style="list-style-type: none"> 全都立高等学校で、「生活指導統一基準」に基づいた指導体制を構築し、生徒の規範意識の向上や公共の精神の醸成を図る 異年齢・各世代との交流等の社会体験活動、自然体験活動、ボランティア等の社会貢献活動を推進する 集団生活を通じて社会性や協調性を養う取組の一つとして、寮の在り方を検討する など
⑦社会的・職業的自立を図る教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> インターネットの適正利用等、情報モラル教育を推進する 環境問題に対する関心を高め、課題解決に主体的に取り組み態度を養う環境教育や適切に社会生活を営むための消費者教育等を推進する 様々な社会問題について考え、正しい判断に基づいて行動する力を養う など
⑧体力向上を図る取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 小・中・高等学校の発達段階に応じたキャリア教育を推進する 都立高校生が実社会において自立して生きていくために必要な能力や態度を身に付ける教育プログラムを開発・展開する など
⑨競技力向上を図る取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「総合的な子供の基礎体力向上方策 (第2次推進計画)」に基づき、社会全体で子供たち一人一人の基礎体力の向上を図る 「東京都統一体力テスト」の結果等を活用し、子供たち一人一人の体力・運動能力に応じて体力向上を図る取組を推進する オリンピック・パラリンピックの学校派遣やオリンピック・パラリンピックに関する学習を推進する など
⑩健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 全国大会や関東大会出場などのより高い目標に向けて競技力を向上させ、都立高等学校におけるスポーツ全体の競技力の底上げを図る 「都立学校における健康づくり推進計画」に基づき、科学的知見を踏まえた健康教育を推進する 教科横断的な指導により、学校の教育活動全体を通じて食に関する指導を推進する アレルギー疾患に適切に対応する体制を確立する
⑪安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 全都立高等学校において、一泊二日の宿泊防災訓練を

	<p>実施するなど、「自助」「共助」の実践力を兼ね備えた人材を育成する取組を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 区市町村教育委員会と連携し、安全教育に関する授業の実践研究を行い、安全教育の一層の充実を図る 大学等との連携を強化し、教員としてふさわしい資質と能力を持った人材を養成するとともに優秀な人材を確保する など
<p>⑫優秀な教員志望者の養成と確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職層に応じた研修や海外派遣研修等により、教員の資質・能力の向上を図る 体罰の根絶や部活動の一層の振興を図る メンタルヘルス対策の充実を図る など
<p>⑬現職教員の資質・能力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 優れた教育管理職を確保するとともに、困難な教育課題への対応力の向上を図る など 卒業まで、社会人として必要な力を着実に身に付けさせる 課程、学科やタイズに応じ、生徒の能力を伸ばす教育実践の場を提供する 入学者選抜制度の改善、ICT環境の充実、施設・設備の整備、就学機会の提供など、質の高い教育を支える様々な条件を着実に整備する など
<p>⑭優秀な管理職等の確保と育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級の教育課程の研究・開発に取り組み 小・中学校における特別支援教室の設置や都立高等学校における特別支援教育推進体制を整備し、全ての学校における特別支援教育の充実を図る など
<p>⑮都立高校改革推進計画の着実な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめや暴力行為等の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決に向けた取組や早期発見・早期解決を図るための取組の一層の充実を図る 全公立小・中・高校にスクールカウンセラーを配置する 区市町村教育委員会と連携し、就学年齢に達した外国人の子弟が円滑に就学できるように、必要な情報を発信するなどの支援を行う など
<p>⑯東京部特別支援教育推進計画の着実な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都内全ての小・中学校が、積極的に校務改善を推進できるよう支援する 主幹教諭や主任教諭の役割を明確化する など 非構造部材を含む学校施設の耐震化の支援や ICT 機器
<p>⑰子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> 非構造部材を含む学校施設の耐震化の支援や ICT 機器
<p>⑱学校の教育環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 非構造部材を含む学校施設の耐震化の支援や ICT 機器

<p>⑲家庭教育を担う保護者への支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の芝生化を継続し積極的に整備する等を実施して、学校環境の整備を実施する など 社会福祉の専門家等により家庭を支援する仕組み等を、区市町村教育委員会と連携し、全小・中学校で活用できる体制の構築を目指す 乳幼児期からの子供の教育について、医学的な知見を踏まえた啓発を行う など
<p>⑳仕事と生活の調和による保護者の教育参加の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企業をはじめとした社会全体におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進する など
<p>㉑地域等の外部人材を活用した教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多様な地域人材を活用して、地域の実情や学校のニーズに応じた教育支援活動を展開する 放課後等に、退職教員等による補充学習や発展的な学習を行う取組を推進する など
<p>㉒地域における多様な活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「心の東京革命」を一層推進し、親と大人が責任を持って、子供たちに正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上で当然の心得を伝えていく 「放課後子供教室」や「学童クラブ」の設置の促進や、地域において、幅広い教養が学べる現代版の寺子屋と言える取組を検討する など

（東京部教育ビジョン（第3次）より監査人が作成）

（2）平成26年度の主要施策及び主要事業について

「平成26年度主要事務事業の概要」に記載されている「平成26年度教育庁主要施策」については、「教育委員会の教育目標」、「基本方針」及び「教育ビジョン」に基づき、教育委員会が、平成26年度において重点的に取り組む施策を示したものであり、いわば単年度の事業計画書ということになる。

なお、この詳細については、本報告書第3の1の4.の（1）「平成26年度の主要事務事業の概要について」を参照されたい。

4. 組織及び職員の状況について

(1) 事務職員等の状況について

平成26年4月1日現在、教育長及び教育監を除く、教育庁の本庁における職員の状況は表A1-4-1のとおりであり、本庁以外の事業所等の出先機関における職員の状況は表A1-4-2のとおりである。

表A1-4-1 教育庁の本庁における職員の状況 (平成26年4月1日現在)

部門別	事務職員
総務部	105
都立学校教育部	118
地域教育支援部	68
指導部	59
人事部	90
福利厚生部	15
合計	455

(単位：人)

(教育庁作成資料より監査人が作成)

表A1-4-2 教育庁の出先機関における職員の状況 (平成26年4月1日現在)

事業所別	事務職員
多摩教育事務所	19
大島出張所	6
三宅出張所	5
八丈出張所	5
教職員研修センター	27
教育相談センター	15
中央図書館	96
多摩図書館	18
合計	191

(教育庁作成資料より監査人が作成)

一方、学校における教員を除く事務職員等の状況は、表A1-4-3のとおりである。

表A1-4-3 学校における事務職員等の状況 (平成26年4月1日現在)

部門別	事務職員等
小学校	1,760
中学校	810
高等学校	1,182
盲学校	22
ろう学校	33
特別支援学校	480
給食センター	34
学校経営支援センター	175
合計	4,496

(単位：人)

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(2) 教員の状況について

平成26年5月1日現在の学校種別の教員数(臨時的任用を除く)を示すと、表A1-4-4のとおりである。

表A1-4-4 学校種別の教職員数 (平成26年5月1日現在)

	校長	主幹教諭	教諭	養護教諭	実習助手	臨時的任用(注)	合計
小学校	2,595	2,484	24,620	1,339	-	△1,503	29,535
中学校	1,253	1,850	11,456	618	-	△293	14,884
高等学校	435	1,094	7,655	243	416	△145	9,698
中等教育	18	53	325	12	3	△10	401
特別支援	164	348	4,963	125	147	△251	5,496
合計	4,465	5,829	49,019	2,337	566	△2,202	60,014

(単位：人)

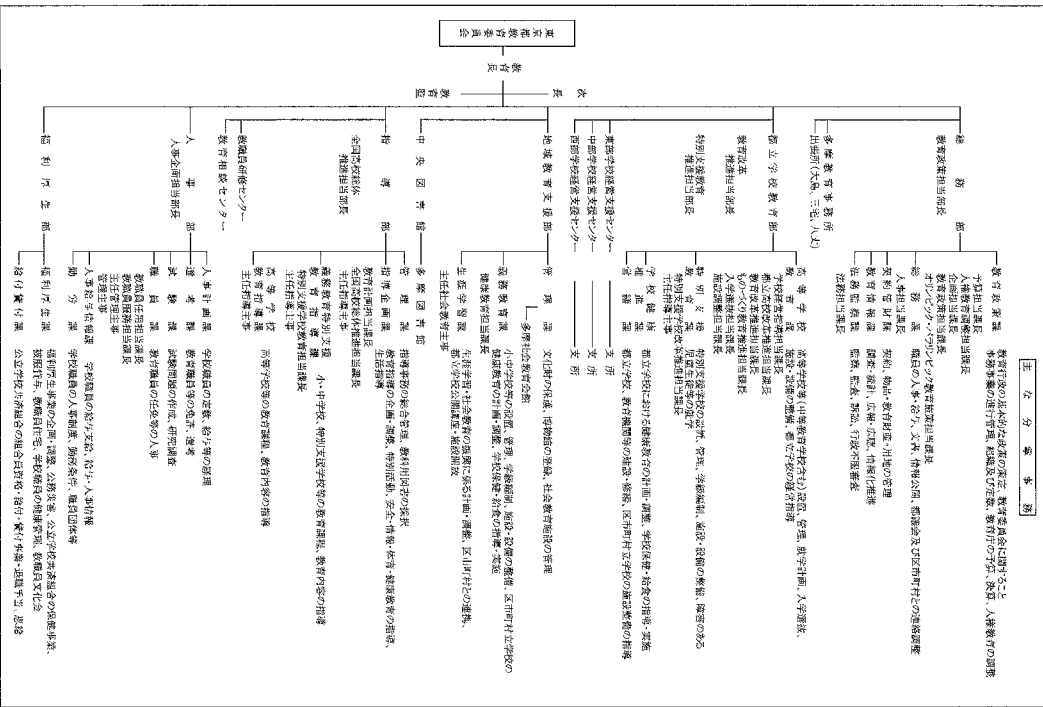
(教育庁「公立学校統計調査報告書【学校調査編】」より監査人が作成)

(注) 臨時的任用は、妊娠出産休暇補助教員(産休)、育児休業補助教員(育休)、妊娠障害代替及び引離期間の教員(引離等)を含め、地方公務員法第22条第2項に基づく教員を含めていない。

(3) 組織の状況について

平成26年4月1日現在、教育庁の組織は図A1-4-1のとおりである。

図A1-4-1 教育庁の組織図 (平成26年4月1日現在)



(教育庁作成資料より監査人が作成)

5. 平成26年度における歳入歳出の予算決算について

(1) 平成26年度における歳入予算決算について

平成26年度の歳入に係る予算現額及び収入済額は、表A1-5-1のとおりである。ここで、予算現額とは、当初予算に補正予算と前年度からの繰越予算を加減した総額をいう。また、収入済額は当該年度に調定したもののうち、会計年度終了後の4月1日から5月31日までの出納整理期間までに納入されたものをいう。

表A1-5-1 平成26年度における歳入の予算現額及び決算額

(単位：百万円)

款	項	科目名	予算現額	収入済額	構成割合	増減
06	分担金及負担金		-	12	0.0%	12
		01 負担金	-	12	0.0%	12
07	使用料及手数料	01 使用料	5,841	5,779	4.1%	△62
		02 手数料	5,420	5,367	3.8%	△53
08	国庫支出金	01 国庫負担金	421	412	0.3%	△9
		02 国庫補助金	127,319	129,095	91.9%	1,776
09	財産収入	01 国庫負担金	123,330	125,595	89.4%	2,264
		02 国庫補助金	3,939	3,487	2.5%	△451
		03 委託金	48	12	0.0%	△36
12	諸収入	01 財産収入	153	148	0.1%	△4
		02 財産売却収入	102	100	0.1%	△1
02	都預金利息		51	48	0.0%	△2
		02 都預金利息	4,392	5,449	3.9%	1,057
05	受託事業収入		-	0	0.0%	0
		05 受託事業収入	0	-	-	△0
08	弁償金及報償金		10	29	0.0%	19
		08 弁償金及報償金	2	0	0.0%	△1
10	雑入		4,378	5,418	3.9%	1,039
		10 雑入	合計	137,706	140,485	100.0%

(教育庁作成資料より監査人が作成)

表 A1-5-1を見ると、歳入 1,404 億 85 百万円のうち、91.9%を占めるのが「国庫支出金」である。この「国庫支出金」うち、「国庫負担金」は、義務教育費国庫負担法に基づき、教職員の給与費等の国庫負担分であり、本報告書第 2 の 1 の 1. (2)「県費負担教職員制度について」で記載した県費負担教職員の国負担分(1/3負担)となっている部分の歳入のことである。なお、収入済額が予算現額を 22 億 64 百万円上回った理由は、県費負担教職員に対する給与の支払実績が増加したこと等による。

一方、「国庫補助金」は、主に国が推進している事業であるスクールカウンセラー配置事業や補習等のための指導員等派遣事業などの「生徒指導事業費」に係る歳入が 17 億 11 百万円、放課後子供教室推進事業などの「社会教育費」に係る歳入が 7 億 13 百万円などから構成されている。なお、収入済額が予算現額を 4 億 51 百万円下回っているのは、国庫補助金の決定減によるものである。

また、「使用料及手数料」は、収入済額が 57 億 79 百万円となっており、歳入の 4.1%を占めている。この「使用料及手数料」のうち、大部分は、都立学校における授業料等から構成されている。なお、「使用料」の収入済額が予算現額を 53 百万円下回っているのは、平成 26 年 4 月入学者から適用となった就学支援金制度の開始に伴い、授業料徴収対象者数が減少したことなどが主な理由である。この就学支援金制度については、本報告書第 3 の IV の 1.「高等学校等の授業料と就学支援金との関係について」を参照されたい。

さらに、「諸収入」は、収入済額が 54 億 49 百万円となっており、歳入の 3.9%を占めている。この「諸収入」のうち、大部分が再雇用職員等の健康保険料等の本人負担分に係る納付金を含む歳入科目である「雑入」である。なお、この「雑入」の収入済額が予算現額を 10 億 39 百万円上回っているのは、主に健康保険料等の本人負担分の納付対象者数が増加した影響による。

(2) 平成 26 年度における歳出予算決算について

平成 26 年度の歳出に係る予算現額及び支出済額は、表 A1-5-2 のとおりである。

表 A1-5-2 平成 26 年度における歳出の予算現額及び支出済額

(単位：百万円)

款	項目	科目名	予算現額	支出済額	構成割合	不用額
12	教育費		743,462	729,060	99.9%	14,401
	01	教育管理費	24,161	21,337	2.9%	2,823
	02	小中学校費	422,928	419,290	57.5%	3,638
	03	高等学校費	127,621	125,858	17.2%	1,762
	04	特別支援学校費	63,296	62,258	8.5%	1,037
	05	福利厚生費	1,581	1,533	0.2%	47
	06	退職手当及年金費	54,632	53,112	7.3%	1,519
	07	教育指導奨励費	9,799	9,044	1.2%	754
	08	社会教育費	7,406	6,727	0.9%	678
	09	施設整備費	32,036	29,896	4.1%	2,139
17	諸支出金		576	576	0.1%	0
	04	諸費	576	576	0.1%	0
		合計	744,038	729,637	100.0%	14,401

(教育庁作成資料より監査人が作成)

表 A1-5-2を見ると、歳出で最も大きい支出となっている科目が「小中学校費」の 4,192 億 90 百万円であり、歳出全体の 57.5%を占める。これは、都内にある小・中学校数が、都立の高等学校や特別支援学校と比べて圧倒的に多く、それに比例して県費負担教職員数も多いからである。ただし、前述のとおり、この県費負担教職員の給与に関する支出に対応した国の負担分である国庫負担金 1/3を歳入として受け入れている。

「小中学校費」の支出済額は、「小学校管理費」が 2,721 億 84 百万円、「中学校管理費」が 1,470 億 83 百万円、「入学検査費」が 19 百万円及び「小中学校施設指導調査費」が 2 百万円から構成されている。そして、「小中学校管理費」の大部分が小・中学校の教職員に係る人件費から構成されており、予算積算時に見積もっていた教職員数と比べて、実績人数の方が小学校で 1,294 人、中学校で 211 人少なかったこと、緑の学び舎づくり事業の実績が予算積算時と比べ少なかったことなどから、「小中学校費」の不用額が 36 億 38 百万円発生して

いる。
 「小中学校費」に次いで、大きい支出済額となっている「高等学校費」の支出済額は1,258億58百万円と歳出全体の17.2%を占めている。この「高等学校費」の支出済額は、「管理費」1,257億51百万円及び「入学検査費」が1億6百万円から構成されている。そして、「管理費」は主に人件費と高等学校管理運営費から構成されているが、予算積算時に見積もっていた教職員数と比べて、実績人数の方が247人少なかったことなどが影響して、「高等学校費」の不用額が17億62百万円発生している。

また、「特別支援学校費」の支出済額は622億58百万円と歳出全体の8.5%を占めている。この「特別支援学校費」の支出済額は、「管理費」610億17百万円及び「就学奨励費」12億40百万円から構成されている。そして、前述と同様に、「管理費」は主に人件費と学校管理運営費から構成されているが、予算積算時に見積もっていた教職員数と比べて、実績人数の方が222人少なかったことなどが影響して、「特別支援学校費」の不用額が10億37百万円発生している。

「退職手当及年金費」の支出済額は531億12百万円と歳出全体の7.3%を占めている。この「退職手当及年金費」の支出済額は、「恩給費」2億40百万円及び「退職費」528億72百万円から構成されている。そして、「退職費」において、予算積算時に見積もっていた定年等退職者数と比べて、実際の定年等退職者数の方が60人少なかったことなどが影響して、「退職手当及年金費」の不用額が15億19百万円発生している。

「施設整備費」の支出済額は298億96百万円と歳出全体の4.1%を占めている。この「施設整備費」の支出済額は、「都立学校整備費」288億40百万円、「社会教育施設整備費」9億53百万円及び「諸施設整備費」1億2百万円から構成されている。そして、主に「都立学校整備費」の落札差金などの影響により不用額が21億39百万円発生している。

II 出先機関及び各種施設について

1. 東京都多摩教育事務所及び出張所について

東京都多摩教育事務所（以下、「多摩教育事務所」という。）は、多摩地区における都教育委員会の総合的現地機関として、昭和46年12月1日に「東京都教育事務所設置等に関する規則」に基づき設立された。 「多摩教育事務所」の性格として、次の事項が掲げられている。

【参考】多摩教育事務所の性格】

- ①多摩教育事務所は、多摩地区における都教育委員会の総合的現地機関として多摩地区全域を管轄区域として、同地区に関する都教育委員会の事務の一部を処理する。
- ②多摩教育事務所は、単なる経由機関でなく、現地における事務処理機関として、所掌事務に関しては現地で完結的に処理することを目標とする。
- ③所掌事務は、多摩地区に関する都教育委員会の事務のうち、現地処理が適当かつ可能なものとし、多摩地区に関する事務をできるだけ広範囲に所掌し、現地完結処理する方向で段階的な拡充を図る。
- ④事務処理にあたっては、現地性を尊重するとともに本庁との連絡を密にし、全都的一体性の保持に十分留意する。また、市町村の主体性を十分尊重し、市町村教育委員会等との連絡協調を十分保って事務処理を行う。

一方、教育庁の出張所は、管轄区域内の町村の教育に関する事務の適正な処理を図り、必要な指導・助言、援助及び町村教育委員会との連絡調整等を行うため、島しょ地域の犬島、三宅、八丈の3か所に設置されている。

2. 学校経営支援センターについて

学校経営支援センターは、校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくため、教育庁業務の一部を移行し、学校の身近な地域で学校の実態に応じた機動的できめ細かい支援を行っていくことを目的とし、平成18年4月1日に設立された。

また、学校経営支援センターは、経理業務システム・旅費システム等のIT化の推進と事務の集中化により、学校内の底務を管轄する経営企画室業務の効率化を図り、経営企画室の経営面の機能強化の推進業務を実施している。

なお、教育庁は、都内を東部・中部・西部の3か所に分けて、エリア単位で学校経営支援センターを設置しており、各学校経営支援センターは約80校の都立学校を管轄している。また、学校経営支援センターは、それぞれ支所を設置することで、月1回の学校訪問等を実施することを可能とする体制を構築し、もって学校の課題を的確に把握し、学校の実態に応じた機動的できめ細かい支援ができるよう組織化している。

ここで、学校経営支援センターによる支援内容を列挙したものが、表A2-2-1である。

表A2-2-1 学校経営支援センターによる経営支援の内容

支援分類	支援内容
人事管理支援	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の人事情報の収集と育成のアドバイザー ・校長の人事構想支援とヒアリングに依拠した人事異動 ・適正な人事考課への支援 ・管理職候補者の発掘と育成 ・教員の資質能力の向上 (OJT等) ・服務事故対応
学校経営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営支援センター独自の人事支援事業 ・学校経営の状況把握と相談 ・学校経営診断の実施 ・予算編成・執行、施設整備支援 ・公費・私費の適正管理支援 ・校長・副校長・課室長連絡会開催と情報交換会 ・入学者選抜に係る事故・個人情報紛失事故等対応 ・学校経営支援センター独自の経営支援事業
教育活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の適正化支援 ・教育課程編成・実施の支援 ・高等学校改革・特別支援教育推進対応 ・学力向上・授業改善の支援 ・生活指導等への支援 ・区市町村教育委員会・関係機関等外部連携支援 ・生徒事故対応 ・学校経営支援センター独自の教育活動支援事業

(中部学校経営支援センター「平成27年度事業概要」より監査人が作成)

表A2-2-1は、中部学校経営支援センターの「事業概要」から作成したものであるが、他の学校経営支援センターが実施している支援ラインとおおむね差異はない。このように学校経営支援センターは、都立学校に対する各種支援を目的として設立された組織であり、他の道府県を見ても、学校経営支援センターのような機能を持つ機関は設置されていないことから、都独自の出先機関として大きな特徴の一つであると言える。

3. 東京都教職員研修センターについて

東京都教職員研修センター（以下、「教職員研修センター」という。）は、東京都教職員研修センター設置条例に基づき、都における教育の充実及び振興を図るために、教職員等への研修及び各種研究を主目的として設置された教育庁の出先機関である。この教職員研修センターでは、その組織目標として「養成段階を含めた教職生活全体を通じて、教員の資質能力の向上や専門性の高度化を図るために研修・研究事業等を推進し、都における教育の充実・振興に努める」ことを掲げている。

なお、教職員研修センターの施設は、文京区に教職員研修センター、立川市に立川分室の2施設が設置されている。

ここで、教職員研修センターの概要をまとめたものが、表A2-3-1である。

表 A2-3-1 教職員研修センターの概要

項目	概要
施設名	東京都教職員研修センター
所在地	東京都文京区本郷1-3-3
建物延床面積	17,027 m ²
職員数	166名（平成27年4月1日現在） （注）所長、指導主事、一般職非常勤職員等を含んだ人数
沿革	昭和14年6月 前身の東京市教育研究所が発足した。
	昭和29年5月 都立教育研究所を設置した。
	昭和41年1月 目黒区に新研究所の建物が竣工し移転した。
	昭和62年4月 都立多摩教育研究所を設置した。
	平成8年4月 都総合技術教育センターを設置した。 （旧都立工業技術教育センター及び旧都立情報処理教育センターの統合）
	平成13年3月 都立教育研究所、都立多摩教育研究所及び都総合技術教育センターを廃止した。
	平成13年4月 都教育委員会では人事考課制度の導入や管理職任用制度の改革など、能力開発・人材育成型の人事制度を構築してきた。加えて、研修・研究事業を一元化し、研修体系と内容の整備を進め、学校教育を充実・向上させる教職員の育成を期して、平成13年4月、新たに都教職員研修センターを発足

所管事業	概要
教職員研修センター	<p>平成18年4月 分館（文京区）を置いた。</p> <p>また、新たに行政職員研修事業の移管を受けた。研修・研究事業の一層の充実を図るため、都教職員研修センターを組織改編し、文京区（現所在地）へ移転した。分館を統合した。</p>
教職員研修センター	<p>教職員研修センターは、東京都教職員研修センター設置条例に基づき、都における教育の充実及び振興を図ることを目的に設置されており、この目的を達成するため、次の事業を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公立学校の教職員の研修 (2) 都教育委員会の任命に係る職員の研修 (3) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究 (4) 教育に関する資料の収集及び活用、教職員に対する研究相談 (5) その他目的を達成するために必要な事業
教職員研修センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員研修・研究事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 通所研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職層研修／必修研修／教科等・教育課題研修／リダー養成研修 ② OJTや自己啓発及び研究への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業研究ヘルプデスク／教育資料閲覧室・教科書センター／都教育委員会訪問／教育研究普及事業 ③ 研究及び成果活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課題研究／人権教育 (2) 行政職員研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 通所研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職層研修／職能研修／課題研修／派遣研修 ② 職場研修及び自己啓発支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定団体研修／自己啓発支援制度 (3) 次代を担う人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京教師養成塾／採用前実践的指導力養成講座／次世代リダー育成道場

（教職員研修センター「平成27年度事業概要」より監査人が作成）